

# 阿久根市農業者の皆様へ

## ～阿久根市農政課からのお知らせ～

### 連作障害対策土壌消毒・ジャンボタニシ駆除対策の補助金交付までの手続方法が変わります。

連作障害対策土壌消毒の薬剤や、ジャンボタニシ駆除に対する薬剤を購入した場合、鹿児島いずみ農業協同組合を通じて、阿久根市農政課から補助金をお支払いしていますが、令和4年度から運用を一部変更し、以下の申請が必要となります。

・鹿児島いずみ農協の口座をお持ちの方



通帳の写しを  
市役所農政課へ提出



・鹿児島いずみ農協の口座をお持ちでない方  
・農協以外の店舗で購入した方



申請書・領収書・  
通帳の写しを  
市役所農政課へ提出



交付対象となる作物・薬剤については、以下のとおりです。

### ★連作障害対策土壌消毒（補助率：4分の1以内）

対象期間：4月～11月までの購入分が対象

作物：実えんどう、そらまめ、キヌサヤ、インゲン、かんしょ  
スナップエンドウ、いちご、葉タバコ

薬剤：クロルピクリン・ドロクロール・ガスタード・バスアミド  
エコロジアル・アミスター・その他効果が認められる薬剤

※令和4年度より、さつまいも基腐病対策としてアミスターを  
購入した方も購入費の4分の1を補助します。

### ★ジャンボタニシ駆除対策（補助率：2分の1以内）

対象期間：4月～8月までの購入分が対象

作物：水稻

薬剤：スクミノン

問い合わせ先：阿久根市役所農政課（0996-73-1142）